

## 越境物に関する覚書

西原直子、安田明子（以下「甲」という）と、株式会社ザ・メイン（以下「乙」という）とは、甲の所有する土地（以下「甲土地」という）と乙の所有する土地（以下「乙土地」という）との境界線付近に存する構造物に関して、下記のとおり確認したので本覚書を締結する。

### 記

甲と乙は、甲土地と乙土地の境界線付近に設置された甲所有のブロック塀が、乙土地に一部越境していることを確認した。

甲は将来ブロック塀作替えの機会がある際には、上記1の越境物を撤去、又は甲土地内に移設するものとする。

3、甲、乙は各々の所有権を将来第三者に譲渡する場合は、本覚書の事項を甲・乙各々の責任において承継させるものとする。

以上、合意の証として本覚書を2通作成し、甲・乙各1通を保有する。

土地所在地番 甲土地 練馬区貫井四丁目675番1、676番2

乙土地 練馬区貫井四丁目673番14、673番15

令和 6年 11月 14日

甲

住所

氏名 共有者代表

乙

住所

氏名

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-6-92

株式会社ザ・メイン

代表取締役 田中 康之

# 越境確認図

土地の所在

練馬区貫井四丁目673番14、673番15



甲ブロック塀写真①



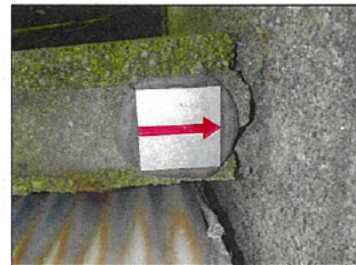
甲ブロック塀写真②



P2: 金属標



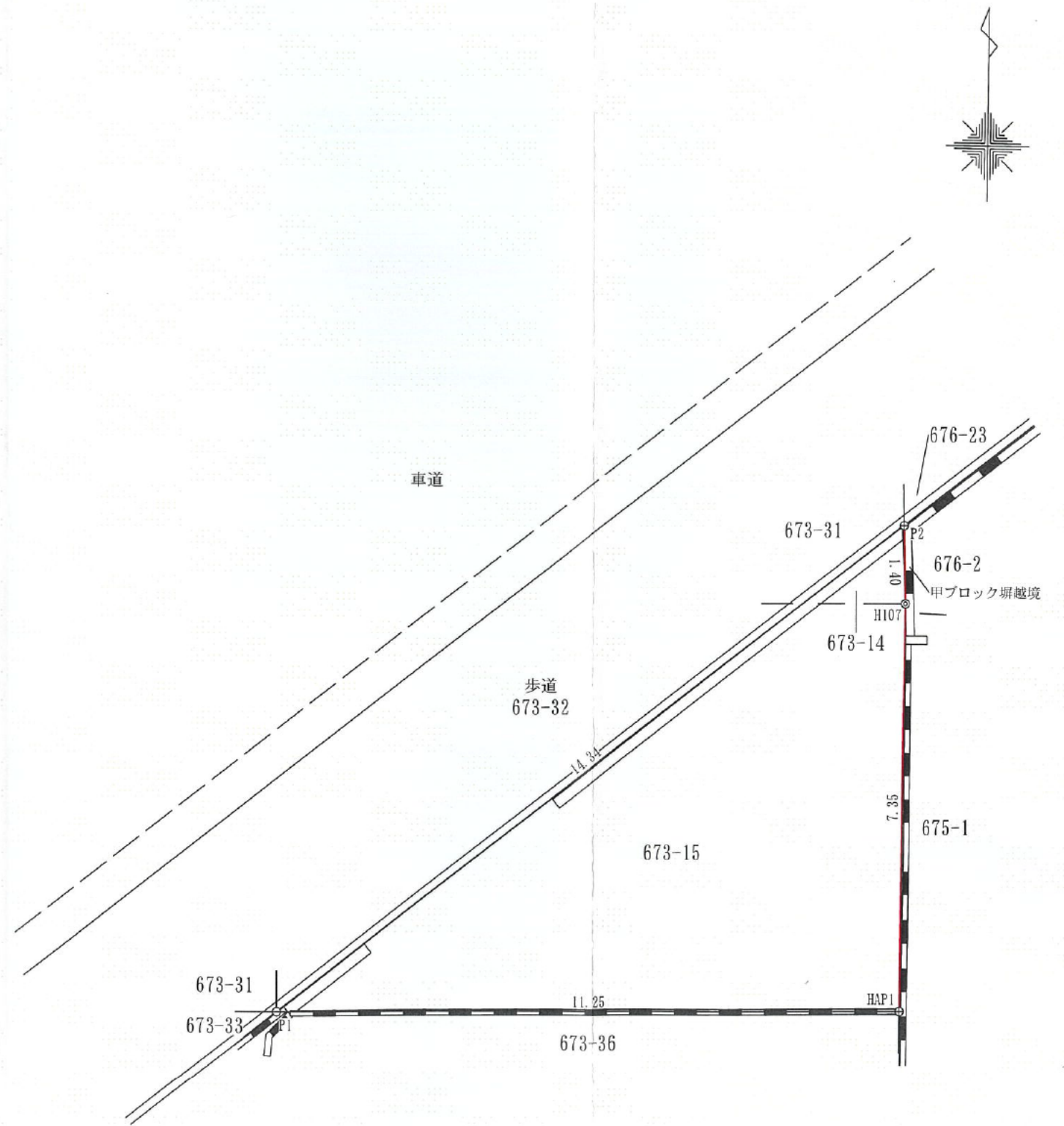
H107: コンクリート杭



HAP1: 金属標



P1: 鉄



| 境界点の種類  |     |
|---------|-----|
| コンクリート杭 | —●— |
| 金属標     | —○— |
| 金属釘     | —○— |
| 計算点     | —○— |

(単位: m)

|  |       |           |
|--|-------|-----------|
| 東京都豊島区池袋三丁目24<br>株式会社根岸事務所<br>代表取締役 根岸 修<br>根岸土地家屋調査士事務所<br>土地家屋調査士 根岸<br>登録番号 東京第7726号<br>電話 03(5972)16 | 作成年月日 | 令和6年11月7日 |
|  | 縮尺    | 担当者 柴崎 翔太 |
|  | 1/100 |           |